

議第150号

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和2年9月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、令和2年度において県が行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めることにつき、議決を求める。

関係市町名	負担すべき金額
大津市	315,522,211 ^円
彦根市	195,678,635
長浜市	217,658,975
近江八幡市	49,497,986
草津市	86,269,067
守山市	118,172,046
栗東市	110,157,862
甲賀市	58,640,556
野洲市	49,614,452
湖南市	48,740,959
高島市	161,014,917
東近江市	123,577,844
米原市	60,222,557
日野町	13,742,970
竜王町	16,363,452
愛荘町	46,879,478
豊郷町	12,747,406

関係市町名	負担すべき金額
甲良町	14,177,022円
多賀町	14,177,022
計	1,712,855,417

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。